

2014年3月1日

ヘルシンキ日本語補習学校 入学届受理の条件

入学届受理の条件

以下の全ての条件を満たすものとする。

- 日本国籍を有する子女、または(日本国籍を有しない)日系人子女であること。
 - 参考:「日本から海外に本拠地を移し、永住の目的を持って生活されている日本人並びにその子孫の二世、三世、四世等で国籍、混血は問いませんが、そういう方々を海外日系人として定義しています。(公益財団法人海外日系人協会)」
- 入学・転入時の年齢が、日本の幼稚園年長から中学3年生に相当すること。
(同年度4月1日現在満5才以上15才以下であること。)
- フィンランド在住であること。

その他

- 入学届受理条件の変更は、総会の決議をもって行う。

2014年3月1日: 2013年度年次総会にて承認。